

を定めて、これに基づいて行うこととされています。

### ②市場平均収益率の確保

積立金の運用に当たっては、各年度において、各資産ごとに、それぞれのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、それぞれのベンチマーク収益率を確保することとされています。

また、ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いることとされています。

### (3) リスク管理

年金積立金については、分散投資による運用管理とともに、管理・運用に伴う各種リスクの管理を行うこととされています。

### (4) 市場や民間活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、市場の価格形成、民間の投資行動を歪めないように配慮するとともに、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないように配慮することとされています。

### (5) 年金給付のための流動性の確保

年金給付に必要な流動性（現金等）を確保することとされています。

### (6) 具体的な方針の策定

年金積立金の管理・運用を行う年金積立金管理運用独立行政法人において、管理・運用に係る具体的な方針を策定することとされています。

<図7-2>資産構成割合（ポートフォリオ）

